

平成 30 年度

神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況報告

目 次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市人と猫との共生推進協議会（第9条）	
	（1）協議会の目的と役割	P. 2
	（2）協議会の構成団体と概要	P. 2
3	神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況	
	（1）定例会議の開催	P. 4
	（2）野良猫の繁殖制限事業	P. 4
	（3）野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言	P. 6
	（4）神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの策定	P. 6
	（5）本市との連携	P. 6
	（6）その他必要と認める事業	P. 7
4	その他参考事項	
	（1）神戸市における猫の殺処分について	P. 8
	（2）協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ	P. 9
5	神戸市人と猫との共生に関する条例	P. 11

1 はじめに

「神戸市人と猫との共生に関する条例（平成29年4月1日施行）」第11条に基づき、平成30年度に実施した協議会の事業の実施状況を報告する。

2 神戸市人と猫との共生推進協議会（条例第9条）

（1）協議会の目的と役割

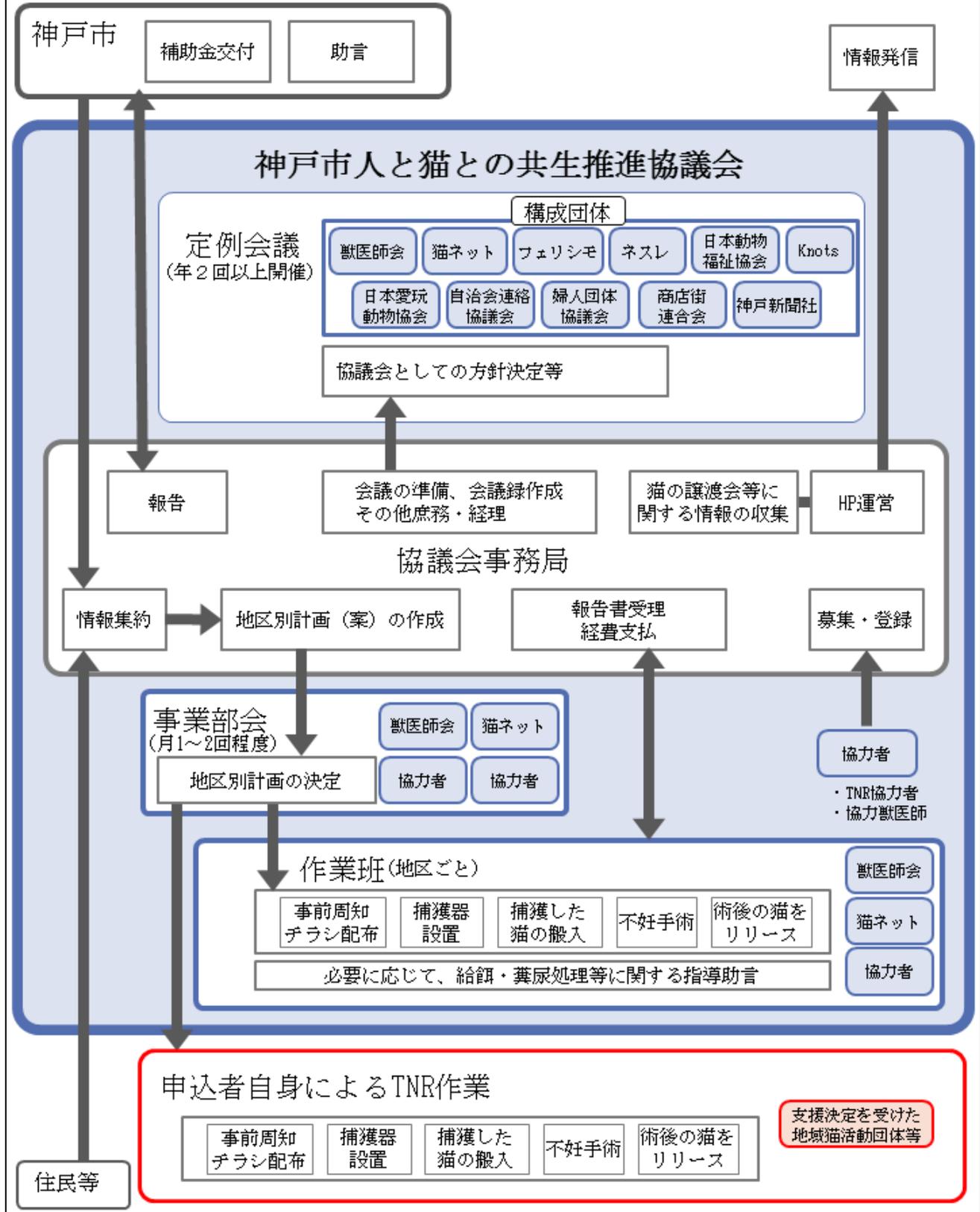
条例第9条では、「獣医師が組織する団体，共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会を組織する」としており、条例に基づきこの協議会が組織され、条例の目的である人と猫が共生する社会を目指し、野良猫の繁殖制限、野良猫への給餌及び糞尿の処理に関する指導・助言、猫の譲渡の推進事業を行った。市は協議会に協力し、必要な支援や助言を行った。

（2）協議会の構成団体と概要

構成団体（平成31年4月1日時点）

（公社）神戸市獣医師会	神戸市自治会連絡協議会
（公社）日本動物福祉協会	神戸市婦人団体協議会
（公社）日本愛玩動物協会	神戸市商店街連合会
（公社）Knots	（株）神戸新聞社
（NPO）神戸猫ネット	ネスレ日本（株）ネスレ ピュリナ ペットケア
（株）フェリシモ	

神戸市人と猫との共生推進協議会の概要



3 神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況

(1) 定例会議の開催

協議会は規約に基づき、協議会の事業及び収支、規約や構成団体の加入・退会に関すること等を審議、決定するために定例会議を開催することとしており、平成30年度には計3回開催された。

<開催日及び主な審議事項>

- 平成30年度 第1回：平成30年5月18日（金）
 - ・平成29年度事業報告及び決算報告
 - ・平成30年度事業計画案及び予算案
- 平成30年度 第2回：平成30年10月26日（金）
 - ・繁殖制限事業の実施状況
 - ・人と猫との共生に関するガイドライン（案）について
- 平成30年度 第3回：平成31年3月15日（金）
 - ・繁殖制限事業の実施状況
 - ・各種イベント参加状況
 - ・人と猫との共生に関するガイドライン（案）について



<定例会議の様子>

(2) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫の繁殖制限に関する要望が寄せられた地域について、獣医師等の専門家の助言を得て、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んだ。繁殖制限対策区域については、野良猫繁殖制限事業選定マニュアルを策定し、猫の生態や行動範囲を踏まえて科学的な見地から区域を決定することとした。事業部会が繁殖制限対策区域及び地区別計画を策定した上で、区域内の野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施した。

平成30年度は繁殖制限対策区域を122地域選定し、また、合計1,844匹の野良猫の繁殖制限を行った。また、協議会の繁殖制限事業においてTNR（**T**rap：捕獲、**N**euter：不妊去勢手術、**R**eturn：元の場所へ戻す—p.10参照）を実施した団体等に対し、TNRの検証を行うためアンケート調査を実施した。

○ 事業部会の開催

協議会は規約に基づき事業部会を置き、野良猫の繁殖制限等の事業を実施することとしており、平成30年度は会議を計12回開催し、野良猫の繁殖制限対策区域の選定・支援決定等を行った。神戸市は事業部会の会議へオブザーバーとして出席し、助言等を行った。

<協力者>

協議会規約に基づき、協議会が実施する野良猫の繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等は「協力者」として協議会に参画することができる。繁殖制限事業に係る調査・周知・捕獲等を行う協力者を「TNR協力者」、不妊去勢手術を行う協力者を「協力獣医師」として常時募集している。

平成31年3月31日までに、協議会規約に基づく協力者146名（協力獣医師6名、TNR協力者140名）を登録した。

平成 30 年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

< 区別及び支援申込・情報提供別手術数 >

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
支援	52	1	101	130	202	314	182	301	381	1,664
情報	22	0	0	9	20	50	45	1	33	180
(重複)			(9)	(15)		(56)		(14)		(94)
合計	74	1	101	139	222	364	227	302	414	1,844

※支援申込と情報提供の重複分は支援申込で計上

※平成 29 年度 2,051 件

< 月別、雌雄別 >

月	雄	雌	合計
30.4月	62	84	146
5月	90	69	159
6月	38	66	104
7月	37	24	61
8月	28	28	56
9月	72	74	146
10月	103	136	239
11月	88	93	181
12月	110	133	243
31.1月	33	30	63
2月	129	111	240
3月	93	113	206
計	883	961	1844

(3) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

繁殖制限対策区域における事前調査時等に、不適正な給餌者を発見した場合、当該給餌者に対し指導・助言を行った。

<主な事項>

- ・エサを放置するいわゆる置きエサを行う給餌者に対し、必要な量だけを与え、猫が食べ終わった残りのエサは片付けるよう指導
- ・可能な限り、野良猫の糞の片付けを行うよう指導
- ・地域の理解のもとで野良猫の適正管理を行う地域猫活動について教示し、所管の衛生監視事務所に相談するよう勧奨

(4) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの策定【新規】

猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドライン案を協議会と市が連携協力し作成した。作成した案について、平成31年1月15日から2月15日まで、協議会及び本市において意見を募集し、合計12件の意見が寄せられた。それらの意見を踏まえた後、平成31年3月に策定した。

現在、協議会と本市で関係各所や動物取扱業者等に順次配布を行い、ガイドラインの普及啓発を進めているところである。

人と猫との共生に関するガイドライン



概要版



(5) 本市との連携

○ 地域猫活動の推進

野良猫の数だけでなく、野良猫に起因するトラブルを減らすために、適切に猫を管理する「地域猫活動」を推進することで、地域での人と猫との共生を目指している。

本市では一定の条件を満たす団体を地域猫活動団体として登録を行っており、責任をもって地域猫活動を行う証として腕章を交付した。平成30年度の登録団体数は**121団体**であった。地域猫活動登録団体へは、1年に1度、活動状況を市へ報告することを義務付けている。



<地域猫活動啓発リーフレット>

<地域猫活動登録団体 腕章>

(6) その他必要と認める事業

○ 「LUCKY CAT PROJECT」【新規】

平成 31 年 2 月 9 日～11 日に神戸 BAL において開催された「LUCKY CAT PROJECT」に共催した（主催：神戸 BAL、共催：協議会、後援：神戸市）。同イベントでは招き猫をモチーフとしたフラワーウォールの展示や猫写真展、トークショーが開催され、協議会事業への募金箱の設置も行った。

LUCKY CAT PROJECT



○ 「人と猫との共生に関わる展示」

平成 31 年 2 月 18 日～24 日に市民ギャラリーにおいて「人と猫との共生に関わる展示」（主催：神戸市、共催：協議会）に共催し、協議会事業及び構成団体の活動内容について展示した。

人と猫との共生に関わる展示



4 その他参考事項

(1) 神戸市における猫の殺処分について

協議会のさまざまな取組みを実施した結果、本市の猫の引取り数及び殺処分数の推移は下記のとおりとなっている。

年度 (平成)	引取・ 収容数	(仔猫再掲)	譲渡数	殺処分数	(仔猫再掲)	殺処分率
21	2,492	(2,243)	-	2,492	(2,243)	100%
22	2,100	(1,932)	-	2,100	(1,932)	100%
23	1,869	(1,715)	-	1,869	(1,715)	100%
24	1,406	(1,250)	13	1,393	(1,182)	99%
25	1,264	(1,136)	29	1,230	(1,110)	97%
26	668	(638)	53	615	(597)	92%
27	768	(694)	91	673	(609)	88%
28	579	(512)	161	406	(347)	70%
29	609	(441)	237	351	(246)	58%
30	509	(368)	298	225	(118)	44%

各政令市の猫の殺処分状況

	H30 (速報値)	引取 収容	殺処分	殺処分率
1	相模原市	89	0	0%
2	岡山市	55	1	2%
3	広島市	459	13	3%
4	札幌市	544	23	4%
5	熊本市	164	11	7%
6	千葉市	203	20	10%
7	さいたま市	70	13	19%
8	名古屋市	1134	219	19%
9	浜松市	555	160	29%
10	仙台市	359	116	32%
11	川崎市	353	156	44%
12	神戸市	509	225	44%
13	静岡市	519	256	49%
14	北九州市	329	173	53%
15	横浜市	597	316	53%
16	新潟市	660	353	53%
17	大阪市	567	357	63%
18	福岡市	520	347	67%
19	京都市	831	669	81%
20	堺市	150	123	82%

	H29	引取 収容	殺処分	殺処分率
1	岡山市	118	1	1%
2	広島市	946	20	2%
3	相模原市	108	3	3%
4	札幌市	684	45	7%
5	千葉市	257	19	7%
6	熊本市	105	11	10%
7	さいたま市	73	8	11%
8	川崎市	380	44	12%
9	名古屋市	1019	136	13%
10	北九州市	211	52	25%
11	浜松市	573	206	36%
12	仙台市	540	225	42%
13	横浜市	773	410	53%
14	福岡市	470	268	57%
15	神戸市	609	351	58%
16	静岡市	326	196	60%
17	新潟市	800	491	61%
18	大阪市	922	661	72%
19	堺市	126	95	75%
20	京都市	873	704	81%

	H28	引取 収容	殺処分	殺処分率
1	相模原市	32	0	0%
2	岡山市	118	1	1%
3	広島市	1131	15	1%
4	北九州市	172	5	3%
5	千葉市	312	17	5%
6	札幌市	1087	91	8%
7	さいたま市	139	16	12%
8	川崎市	313	44	14%
9	熊本市	87	17	20%
10	名古屋市	925	268	29%
11	仙台市	631	267	42%
12	浜松市	641	283	44%
13	横浜市	806	420	52%
14	新潟市	715	435	61%
15	福岡市	384	238	62%
16	堺市	107	68	64%
17	神戸市	579	406	70%
18	大阪市	1325	1026	77%
19	静岡市	592	482	81%
20	京都市	1025	868	85%

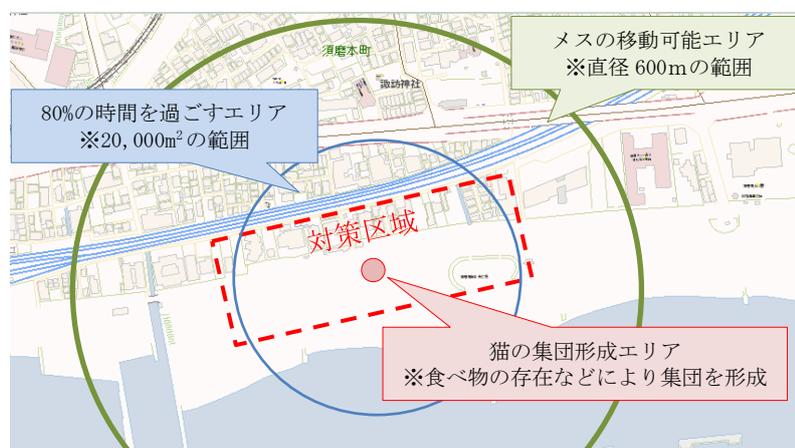
(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ

地域における支援申込および情報収集

野良猫の繁殖制限に関する要望がある市民、団体は指定の様式を用いて協議会事務局へ申し込みを行い、申し込みのあった地域について、協議会事務局は事前調査（①申請者に対するヒアリング ②当該地域における苦情の有無等を市へ照会 ③現地調査）を行う。

生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域の策定

メス猫の移動可能エリアのうち、餌場等を中心とした半径 80 メートルのエリア (20,000m² の範囲) を猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道等を加味して繁殖制限対策区域を策定することとしており、事前調査の結果に基づき、協議会事務局が対策区域案を策定する。



<対策区域（案）の策定>

繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画の策定

事業部会は繁殖制限対策区域案について支援の可否を決定し、対策区域の最終設定を行い、支援を決定した繁殖制限対策区域ごとに、不妊手術対象野良猫数、受け入れ動物病院及び手術実施獣医師等を記載した地区別計画を策定する。

野良猫の不妊去勢手術の実施

不妊手術については、①事前周知 ②野良猫の捕獲 (Trap) ③手術 (Neuter) ④元の場所に戻す (Return) という手順で実施する。

野良猫の不妊去勢手術の実施 (図)

周知

神戸市人と猫との共生推進協議会

野良猫の不妊去勢手術実施のお知らせ

野良猫がこれ以上増えないように、不妊手術を行いますので、ご協力をお願いいたします。
その期間中は、野良猫にエサをあげないでください！

(わこの飼い主さんへお願い)

月日() ~ 月日()
原則飼い猫は外に出さないでください。
(間違えて捕獲されます。)

「神戸市人と猫との共生に関する条例」では、「飼い主の責務」として、その飼育を断らねるとともに、人に迷惑をかけない飼い方に努めることが要求されています。御理解のほどお願いいたします。

◆ 不妊去勢手術のながれ (TNR) ◆

1. 猫を捕獲して、動物病院に搬送します (Trap)
2. 獣医師により不妊去勢手術を実施します (Neuter)
3. 後日、元の生活場所に戻します (Return)

※手術済みの猫は、**耳先をV字にカット**しています
耳のカットは不妊去勢手術の目印！もう子猫を産むことはありません。
神戸市では、平成29年度に所有者不明の飼い子猫および良猫子猫470匹を回収し、279匹 (59%) を手術済みとしています。

平成29年4月に「神戸市人と猫との共生に関する条例」が施行され、市獣医師会やNPO、地域団体による「神戸市人と猫との共生推進協議会」が設立されました。
協議会では、野良猫の繁殖抑制を効果的に行うために、対策協議を定めて、計画的に野良猫の不妊去勢手術を行っています。

飼い猫の野良猫化を防ぐためにも、飼い猫は外に出さず、迷子札をつけ、不妊手術を受けましょう。また、ペットを飼う上での責任を、徹底して果たしてください。

野良猫に餌を与える方は、糞尿やトイレなどの後片付けをして、周辺を清潔に保ってください。糞尿の処理はインシテックやクイックなど野良猫動物を誘引する原因にもなります。

周知のためのチラシ

捕獲 (Trap)



元の場所へ (Return)



手術 (Neuter)



5 神戸市人と猫との共生に関する条例

平成 28 年 12 月 20 日
条例第 22 号

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処분을なくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処분을なくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第 4 条 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己の所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(獣医師が組織する団体の役割)

第 5 条 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前 2 条に定める責務を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

(共生推進活動団体等の役割)

第6条 猫の譲渡活動、地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し、又はこれらの活動を支援する団体又は個人であつて、この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は、必要な活動を実施し、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物取扱業者の役割)

第7条 動物取扱業者(法第12条第1項第3号の第一種動物取扱業者又は法第24条の3第1項の第二種動物取扱業者をいう。)は、猫の販売又は譲渡しを行うに当たり、当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い、理解を得るとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第8条 市民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、この条例の目的を達成するために実施される施策、事業及び活動に協力するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう猫の適正な取扱いに努めるものとする。

(協議会)

第9条 獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、市と連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 協議会は、事業の実施状況を公表するとともに、市に報告するものとする。

5 市は、協議会に対し、この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

(財政上の措置)

第10条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は、毎年度、協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。